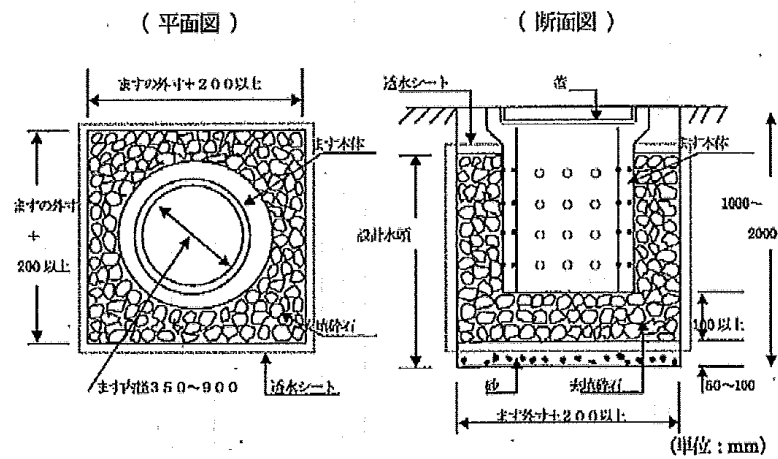


浸透設備の標準構造例

1 浸透ます

浸透ますは、透水性のますの周辺を砕石で充填し、浄化槽の放流水等を側面および底面から地中へ浸透させる構造とする。



浸透ますの標準構造

第 1 号様式

浄化槽放流水地下浸透事前協議書

年 月 日

あさぎり町長 様

設置者 住 所
氏 名 印
電話番号

浄化槽の放流水を地下浸透したいので、あさぎり町浄化槽放流水地下浸透技術基準第 7 条の規定に基づき協議します。

設置者	氏 名	
	住 所	
設 置 場 所	あさぎり町	
工事予定期間	着工 年 月 日 ～ 竣工 年 月 日	
浄化槽等工事	事業者名	
予定業者	電 話	
添 付 書 類	(1) 設置場所の位置図 (2) 設置場所付近の平面図 (3) 設置予定地等調査報告書（別記第 2 号様式） (4) 設置場所付近の状況が分かるカラー写真 (5) 設置予定の浄化槽の規模、構造及び性能を証明する書面 (6) 浸透設備の設置地点の土質が確認できる資料 (7) 浸透装置の全体平面図 (8) 浸透設備の構造図 (9) 浸透設備等維持管理に関する誓約書	

第 2 号様式

設置予定地等調査報告書

年 月 日

あさぎり町長 様

設置者 住 所
氏 名 印
電話番号

浄化槽の放流水を地下浸透するにあたり、地下浸透を予定している土地について調査した結果、下記のとおりであり、あさぎり町浄化槽放流水地下浸透技術基準第 5 条に定める地下浸透可能な土地の条件を全て満たしていることを報告します。

なお、本心整備以降に当該条件が満たされない状況が発見された場合には、自己の責任を持って、浄化槽の放流水の地下浸透の中止等の措置を行います。

記

調査項目	調査結果
盛土されていない又は盛土後 1 年以上経過している	
過去に地滑り等崩壊したことがない	
土地の傾斜は 1 6° 以下で、地滑り等の災害の生じる危険がない	
水平距離の半径 3 0 m 以内に飲用井戸等の水源がない (調査結果(別表)と住宅地図に半径 3 0 m の円を描き図示したものを添付)	井 戸 有・無 飲用井戸等 有・無
地下水位は、年間平均で地表面下約 2 m 以深にある	
浸透設備の底面下約 2 m の土壌は適度な透水性を持った土質であり、放流水が地下の水脈に短絡する土質でない	
日照、通風が良好であり、雨水等が流入する恐れがない	
人、車等の通行等により、踏み固められることがない	
隣地境界及び建築物までの距離は、浸透設備の両端からそれぞれ 2 m 以上確保できる	

別 表

浄化槽放流水地下浸透関係飲用井戸等調査結果

- 1 住宅地図等 別紙
- 2 飲用井戸等 下記のとおり

番号	調査対象住宅氏名	所 在 地	井戸の有無	飲用井戸の有無

※ 浄化槽の放流水を地下浸透するにあたり、地下浸透を予定している地点から、水平距離 30 m以内の飲用井戸等の水源について確認すること。

※ この調査以降に飲用井戸等の使用が確認された場合には、自己の責任を持って浄化槽放流水の地下浸透の中止等適正な措置を行うこと。

第3号様式

浸透設備等維持管理に関する誓約書

年 月 日

あさぎり町長 様

設置者 住 所

氏 名

印

電話番号

私は、浄化槽の放流水を地下浸透するにあたり、下記事項の管理等を徹底するとともに、維持管理に起因して付近に保健衛生上支障が生じた場合には、速やかに改善等の対応を行うことを誓約します。

記

- 1 浄化槽及び地下浸透に係る設備についての日常的な使用方法是、充分理解し、遵守します。
- 2 浄化槽の維持管理は、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査を行います。
- 3 浸透設備の目詰まり等により新党能力が低下した場合又は浄化槽の放流水が地表等に浸出した場合は、浸透設備の清掃、砂利、砂等の交換その他必要な措置を講じます。
- 4 下水道へ接続する事が可能になった場合は、速やかに浄化槽を廃止し下水道に接続します。
また、排水路の整備により、排水の放流先が確保された場合は、速やかに浸透設備等を廃止し、排水路等に放流します。
- 5 本物件の維持管理上の地位に変動があった場合には、これを承継する者に対し、本誓約に係る義務についても承継させます。